

平成 26 年 1 月 30 日届出

在之河日本国
總領事

公 館 印

(1)	氏名 生年月日	夫 がいつち 氏名 一郎	妻 がいつち 氏名 省子
(2)	住所	レノ国ワシントン州ヒュンズバーグ通り ベルリントンストー 11 番地 世帯主 外務省 一郎 の氏名	レノ国ワシントン州ヒュンズバーグ通り フナゴトミニム 12-3 番地 世帯主 外務省 省子 の氏名
(3)	本籍	東京都千代田区霞が関 2丁目1 （夫または妻が外国人のときはその国籍）	（夫または妻が外国人のときはその国籍）
(4)	父母の氏名 （父の続柄は他の親に書いてください）	父 外務 太郎 母 花子	父 外務 省一郎 母 律子
(5)	離婚の種別	協賛離婚 調停	審判 判決
(6)	結婚前の氏に もどる者の本籍	夫は ☒ 夫 ☐ 妻 ☐ の戸籍にもどる 東京都千代田区霞が関 1丁目1	妻が ☒ 夫 ☐ 妻 ☐ の戸籍にもどる 東京都千代田区千代田 1丁目1
(7)	未成年の子の氏名	夫が親権 を行う子	妻が親権 を行う子
(8)	同居の期間	1999 年 8 月 から (同居を始めたとき)	2013 年 12 月 まで (別居したとき)
(9)	別居する前の住所	レノ国ワシントン州ヒュンズバーグ通りベルリントン 番地 号 11 番	レノ国ワシントン州ヒュンズバーグ通りベルリントン 番地 号 11 番
(10)	夫の職業	会社員	主婦
(11)	妻の職業	会社員	主婦
(12)	その他	外務省 一郎	外務省 省子

証 人 (協議離婚のときだけ必要です)	
東京 太郎 (印) 昭和 40 年 12 月 25 日 東京都千代田区永田町 2丁目3番地1 番地 番	タニーキット 1968 年 4 月 1 日 東京都千代田区千代田 千代田区千代田123番地 番地 番
署名押生年月日 住所	署名押生年月日 住所

日本人同士の離婚届(協議離婚)

- ・届出書は当館備え付けのもの、日本の役場から入手されたものいづれも使用できます。
- ・成人の証人2名の署名及び押印が必要です。証人は外国人でも構いません。
- ・外国人の証人の場合は、署名欄にカタカナで氏名を記載し、その横に証人本人が署名します。

- (1) (8) 届出書上の住所は全て日本式に国→州(市)→町の順で表記します。マレーシアの住所の日本語表記につきましては、ご遠慮なく窓口にお尋ね下さい。
- (5) 未成年者の子がいる場合、父母の協議によりそのいずれか一方を親権者として定める必要があります。
- (6) 本籍地の記載は、戸籍謄(抄)本の記載に従ってください。
- 元の戸籍に戻らず、別の場所に新たに戸籍を作られる方は、新しい本籍地の正確な地番を事前に確認してください。

※婚姻の際に姓を変えた方（通常は妻となった人）は、離婚をするとき婚姻前の旧姓に当然戻ります。（これを復氏といいます。）
ただし、離婚後も結婚時の氏をそのまま乗りたい場合は、離婚後3ヶ月以内に届出をすれば結婚時の氏を続けて名乗ることが出来ます。この届出は離婚届と同時に出すこともできます。
詳しくは窓口でお尋ね下さい。

※届出後、戸籍に反映されるまで約1ヵ月半ほどかかります。大使館からは手続き完了のお知らせはありませんので、必ずご本人が日本の市町村役場に手続き完了のご確認をして下さい。

電話: 012-345-6789

電話: 012-345-6789

離婚届に必要な書類

外国人との離婚の場合

外国人との離婚の場合は、裁判所の離婚判決書及び確定書が発行されているので届出人は日本人のみとなります。日本人が用意する書類：

- | | |
|--|------|
| (1) 離婚届書 (大使館備え付け) | 2 通 |
| (2) 戸籍謄本 (6 ヶ月以内のもの) | 2 通 |
| (離婚後の本籍地が元の本籍地と異なる場合) | 3 通) |
| (3) 離婚判決謄本 (高等裁判所が発行したもの*) | 2 通 |
| (英: <i>DECREE NISI</i> ・マ: <i>DEKRI NISI</i>) | |
| *イスラム方式で離婚の場合シャリア裁判所が発行したもの | |
| 原本提示の上、コピー提出 | |
| 同訳文 | 2 通 |
| (4) 離婚判決確定証明書 (高等裁判所が発行したもの*) | 2 通 |
| (英: <i>DECREE NISI ABSOLUTE</i> ・マ: <i>DEKRI NISI MUTLAK</i>) | |
| *イスラム方式で離婚の場合シャリア裁判所が発行したもの | |
| 原本提示の上、コピー提出 | |
| 同訳文 | 2 通 |
- ※ (3) (4) について、E-ファイリングされたものは裁判所の原本証明が必要です。

日本人同士の離婚の場合

届出人氏名欄に本人署名と押印 (または拇印) があれば、届出は夫か妻片方でも構いません。

- | | |
|-----------------------|------|
| (1) 離婚届書 (大使館備え付け) | 3 通 |
| (2) 戸籍謄本 (6 ヶ月以内のもの) | 3 通 |
| (婚姻後の本籍地が元の本籍地と異なる場合) | 4 通) |
| (3) 証人 (外国人の方でも構いません) | 2 名 |
| (4) 届出をされる方の旅券原本 | |

※お子様がいらっしゃる場合は、必ず「親権を行う子」欄と、未成年の子について面会交流、養育費の取り決め欄を記入してから届出書をお持ちください。

※大使館での離婚届日が裁判所が、離婚成立日より 3 ヶ月経過した場合、「離婚届遅延理由書」も併せて必要になりますのでご留意ねがいます。